

秋田県告示第 1 3 7 号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第9条第3項、第5項及び第8項、第10条第3項及び第6項並びに第11条第3項及び第6項に規定する知事が定める数を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数は、0.8とする。
- 2 令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数は、0.7400328573647とする。
- 3 令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数は、1.0051128500027とする。
- 4 令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.7303454489044とする。
- 5 令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、0.9999999974775とする。
- 6 令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数は、0.7648648500120とする。
- 7 令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数は、0.9999999901644とする。